

令和7年12月 民生委員会行政報告資料
福祉保健部
こども部

児童福祉法等の一部改正等に伴う基準省令の一部改正について

1 趣旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、国が定めた基準に沿って、地方公共団体が条例で定めることとされています。

この度、国の基準を定めた省令等（以下「国の基準」といいます。）について所要の改正が行われたもののうち、国の基準を市の基準として適用しており条例の改正を伴わないものについて、国の基準の改正の内容を報告します。

2 関係条例

- (1) 呉市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和7年呉市条例第5号）
- (2) 呉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第19号）
- (3) 呉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第25号）
- (4) 呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第22号）
- (5) 呉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年呉市条例第20号）
- (6) 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和7年呉市条例第21号）

3 国の基準の主な改正内容

(1) 低年齢児の健康診断（関係条例(1)、(2) 及び(5)）

「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「保育所等における健康診断については、0歳児から2歳児までの年齢に応じた、視力、聴力等に係る健康診断の取扱いに関する調査研究の結果や乳幼児健康診査との関係等を踏まえつつ、年齢に応じた実施方法等について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」こととされました。

これを踏まえ、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができるよう、国の基準が改正されました（別紙1参照）。

(2) 地域限定保育士の一般制度化（関係条例(1) から(6) まで）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正（令和7年法律第29号による改正）により、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）に基づき国家戦略特別区域内に限り保育士として働くことができる地域限定保育士制度について、当該区域に限らず、登録した都道府県等においてのみ保育士として働くことを可能とする改正が行われたことに伴い、保育所等の各施設等に置かなければならぬ保育士の定義に都道府県等に係る地域限定保育士が追加されました（別紙2参照）。

(3) 母子生活支援施設等の職員に係る任用要件の見直し（関係条例(5)）

児童福祉法等の一部改正（令和4年法律第66号による改正）により、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭福祉に関する専門的なカリキュラムを修了した「こども家庭ソーシャルワーカー」が新設されたことを踏まえ、母子生活支援施設等に配置される職員の資質の向上及び専門性の確保に資するものと考えられることから、当該施設等の長や母子支援員等の職員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加されました（別紙3参照）。

4 市の考え方

本市の実情に国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準をそのまま呉市の基準としました。

5 国の基準の施行期日

- ・国の基準の主な改正内容(1) 令和7年9月16日
- ・国の基準の主な改正内容(2) 令和7年10月1日
- ・国の基準の主な改正内容(3) 令和8年3月1日

【参考資料】

別紙1 保育所等における低年齢児の健康診断について（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局成育基盤企画課長ほか通知）

別紙2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要（こども家庭庁作成資料）

別紙3 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の公布について（通知）（令和7年10月23日付けこども家庭庁支援局長通知）